

# 調布市工事請負契約における低入札価格調査試行実施基準

## 第1 趣旨

この基準は、調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号）第22条の3の規定により落札者を決定する場合における低入札価格調査の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。
- (4) 調査対象者 調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者をいう。ただし、調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱（平成22年調布市要綱第102号）に基づく総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札にあっては、同要綱第4の規定により定める落札者決定基準に基づく評価値（以下「評価値」という。）が最も高く、かつ、調査基準価格を下回る価格で入札をした者をいう。
- (5) 次順位者 調査対象者の次に低い価格をもって入札をした者をいう。ただし、総合評価落札方式による入札にあっては、調査対象者の次に評価値が高い者をいう。

## 第3 調査の対象となる契約

低入札価格調査の対象となる契約は、予定価格が130万円を超える工事の請負契約で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 総合評価落札方式による入札を経て締結する契約

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める契約

#### 第4 調査基準価格の算出方法

調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、当該合計額に対する消費税及び地方消費税の額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額とする。ただし、その額が、第5項に規定する上限調査基準価格を超える場合は上限調査基準価格の額とし、同項に規定する下限調査基準価格未満の場合は下限調査基準価格の額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（解体工事にあつては、10分の8）

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 予定価格の算出の基礎となった直接工事費に、現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれている場合、前項第1号の直接工事費の額は、現場管理費相当額を減じた額とし、同項第3号の現場管理費の額は、現場管理費相当額を含めて算定するものとする。

3 現場管理費相当額を含む直接工事費から現場管理費相当額を明確に算出することが困難である場合は、現場管理費相当額を含む直接工事費の額に10分の1（昇降機設備工事にあつては、10分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を現場管理費相当額とみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、予定価格の算出の基礎となった額に発生材（有価物）の売却費及びガス工事費等の額が含まれている場合は、これらの費用の額を第1項各号に掲げる額の合計額に合算して、同項の規定の例により調査基準価格を算定するものとする。

5 上限調査基準価格及び下限調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 上限調査基準価格 予定価格から消費税相当額を減算した額に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合

は、これを切り捨てた額)に、当該得た額に対する消費税相当額を加算した額

(2) 下限調査基準価格 予定価格から消費税相当額を減算した額に10分の7.5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)に、当該得た額に対する消費税相当額を加算した額

6 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、下限調査基準価格から上限調査基準価格までの範囲内で調査基準価格を設定することができる。

#### 第5 調査基準価格の記載

市長は、調査基準価格を定めた場合は、予定価格を記載した書面に調査基準価格を記載するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、同項の規定により書面に調査基準価格を記載することに代えて、電子入札システムに登録しなければならない。

#### 第6 失格基準価格

市長は、失格基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、当該入札を無効とし、低入札価格調査を実施しないものとする。

2 市長は、特に必要と認める場合は、失格基準価格を設定しないことができる。

#### 第7 落札者の決定の保留

市長は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、落札者の決定を保留するものとする。

#### 第8 低入札価格調査の実施

市長は、第7の規定により落札者の決定を保留した場合において、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときは、当該調査対象者に対し、低入札価格調査を行うものとする。

2 市長は、低入札価格調査の実施に当たり、調査対象者に対し、調査に必要な書類の提出を求めるとともに、必要に応じて事情聴取を行うものとする。

- 3 市長は、調査対象者が前項に規定する調査に必要な書類を提出しない場合又は事情聴取に応じない場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。
- 4 低入札価格調査の実施に当たり、市長が特に必要であると認める場合は、次の各号に掲げる者に意見を求めることができる。
  - (1) 当該契約の工事に関する事項を主管する課の課長
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

## 第9 落札者の決定

市長は、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合は、調査対象者を落札者として決定するものとする。

- 2 市長は、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めた場合は、調査対象者の入札を無効とし、次順位者を落札者とする。
- 3 市長は、前項の規定により調査対象者の入札を無効とした場合は、当該調査対象者にその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定にかかわらず、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札をした者である場合は、当該次順位者に対して低入札価格調査を行うものとし、以後落札者を決定するまで、順次低入札価格調査を行うものとする。

## 第10 低入札価格調査の結果公表

市長は、低入札価格調査の結果、落札者を決定した場合は、当該結果を公表するものとする。

## 第11 契約保証金

低入札価格調査を経て契約を締結する場合における調布市契約事務規則第31条に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の20以上とする。

## 第12 監督及び検査体制の強化

市長は、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は、契約内容の適正な履行の確保を図るため、監督及び検査体制の強化に努めるものとする。

## 第13 雑則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の調布市工事請負契約における低入札価格調査試行実施基準の規定は，この基準の施行日以後に公示する一般競争入札及び指名する指名競争入札に係るものについて適用し，同日前に公示した一般競争入札及び指名した指名競争入札に係るものについては，なお従前の例による。